

京都市農業委員会告示第2号

別段の面積（下限面積）の設定について

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号に規定する別段の面積（下限面積）について、次のとおり定める。

令和4年7月1日

京都市農業委員会会長 戸田 秀司

| 別段の面積                   | 適用する区域  |
|-------------------------|---|
| 0.01アール<br>(空き家に付随した農地) | 左京区<br>・大原古知平町14番   |
|                         | 右京区<br>・嵯峨嵯原高見町29番<br>・京北大野町森田25番1<br>・京北栢本町川合33番、38番         |
| 10アール                   | 北区<br>・中川、杉阪、真弓、小野、大森、雲ヶ畑、西賀茂氷室の区域                            |
|                         | 左京区<br>・花脊、久多、広河原の区域  |
|                         | 右京区<br>・嵯峨水尾、嵯峨嵯原、嵯峨越畑の区域<br>・京北漆谷町、京北下黒田町、京北下弓削町、京北宇野町、京北上中町 |
|                         | 西京区<br>・大原野石作町、大原野小塩町、大原野外畑町、大原野出灰町                           |
|                         | 伏見区<br>・醍醐一ノ切町、醍醐二ノ切町、醍醐三ノ切                                   |
| 30アール                   | 上記以外の区域   |

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年7月6日から施行する。

(告示の廃止)

2 令和3年度京都市農業委員会告示第9号は、この告示の施行日をもって廃止する。

(京都市農業委員会事務局)